

こうち労政情報

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画

2018年
1月号

ジョブカフェこうち

保護者のための「就活サポートセミナー」開催のお知らせ

無料

就職を控えた学生や生徒の保護者を対象に、就職に関する悩みへの対応や解決策を考え、適切なアドバイス方法などを学ぶセミナーです。

キャリアコンサルタントによる個別相談も実施します。(学生及び生徒の同伴も可能です。)

昨年も開催し、参加者アンケートの満足度が非常に高かったセミナーです。ぜひご参加ください。

日時 平成30年2月24日(土) 13:30~16:30

会場 高知城ホール 2階 中会議室 (高知市丸ノ内二丁目1番10号)

定員 50名

※参加料は無料です。

◆お申込み・お問い合わせ

高知県就職支援相談センター ジョブカフェこうち 担当:藤本・利谷(りや)
TEL 088-802-2025 FAX 088-823-7005

ホームページからも
申し込みます!



労務改善 Q&A

〈No.38〉

Q 退職の撤回について

従業員から退職届が提出され、勤務態度に問題もあつたため、特に慰留もしませんでした。数日後、退職を撤回したいとの申出がありました。撤回を認めないといけませんか。

A 依願退職に当たる場合は、撤回を認めなければならない場合があります。

ご相談の件については、提出された退職届の内容等によって対応が変わってきますので、事案ごとに検討する必要があります。労働者の退職(労働契約の解除)には、労働者と使用者との合意による「依願退職(合意解約)」と、労働者の一方的意思表示による「辞職」とがあります。一般的に、依願退職では「退職願」が、辞職では「退職届」が提出されますが、依願退職か辞職かは、書類の名称によって決まるわけではなく、書類の内容や作成の経緯、労働者の意思等によって決まります。

依願退職の場合は、労働者が退職を申し入れ、使用者がこれを承諾することで労働契約が終了しますので、使用者の承諾の意思が労働者に到達するまでは退職の撤回が可能です。

一方、辞職の場合は、労働者が辞職を使用者に申し入れた時点で労働契約の解除の告知の効力が生じ、労働契約に期間の定めがないときは、原則として2週間後に労働契約は終了し、期間の定めがあるときは、辞職にやむを得ない事由が必要ですが、直ちに労働契約は終了します。いずれも使用者に辞職を申し入れた時点で効力が生じますので、退職の撤回はできません。

ご相談の件に限らず、退職の申出があつた場合は、その時点で内容等をしっかり確認して対応することで、退職時のトラブルを防止しましょう。

高知県労働委員会
088-821-4645

〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F

お気軽にご相談ください!



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyō.taisyokukin.go.jp/>

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成29年12月に認証した新規認証企業をご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
【215】 学校法人やまもも学園 高知市桜井町1-9-14	◆半日単位で使用できる年次有給休暇制度がある。 ◆配偶者の出産時に2日間の特別休暇を取得できる。
【216】 高知県公立学校法人 高知市永国寺町2番22号	◆法を上回る育児休業制度があり、子が3歳まで取得できる。 ◆時間単位で取得できる子の看護休暇、介護休暇制度がある。 ◆配偶者の出産時に3日間の特別休暇を取得できる。

高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得しませんか？

働き方改革へ一歩踏み出すお手伝いをします。相談してみませんか？
そして、ゆくゆくは「ワークライフバランス推進企業認証企業へ」

お問い合わせ先

高知県商工労働部雇用労働政策課
電話 088-823-9763 FAX 088-823-9277
E-Mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県社会保険労務士会
電話 088-833-1151 FAX 088-833-1156
〒780-8010 高知市棧橋通2-8-20
モリタビル2F

「無期転換ルール」セミナー及び個別相談会 (無期転換ルールを知っちゃう？講座) を開催します

平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。

まずは、このようなルール・権利について知っていただくため、「無期転換ルール」セミナー及び個別相談会を下記のとおり開催しますので、ご出席をお待ちしています。

参加料は無料です。

1 開催日程等

開催日	場所	時間	備考
平成30年2月2日(金)	ちより街テラス ホール 高知市知寄町2丁目1-37	午後2時～午後4時30分	駐車スペースに限りがありますので、できる限り公共交通機関等をご利用ください。
平成30年2月8日(木)	中村地区建設協同組合会館 3階会議室 四万十市右山元町3丁目3番26号		駐車スペースに限りがありますので、お近くの方はできる限り公共交通機関等をご利用ください。

2 主な内容

- ① 「無期転換ルール」について
- ② 「育児・介護休業制度」について
- ③ 「個別労働紛争解決制度」等について
- ④ 個別労働相談

【お問合せ先】

高知労働局雇用環境・均等室
住所：〒780-8548 高知市南金田1-39 電話：088-885-6041
FAX：088-885-6042